

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>番地先まで 同市大字下村君字米宮二七〇二</p>	<p>二地先から 羽生市大字名字屋敷裏七四四番</p>	<p>区 間</p>
<p>三・〇〇〃 八・五〇</p>	<p>三・〇〇〃 三・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇三六・二九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>事による。</p>		<p>備 考</p>

国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工